

酒田市下水道事業建設工事監督要領

(趣旨)

第1条 この告示は、酒田市建設部下水道課（以下「下水道課」という。）が所掌する建設工事の適正な履行を確保するために行う監督業務に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、酒田市下水道事業の契約に関する規程（平成17年企業管理規程第16号）、その他別に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(監督業務等)

第2条 下水道課が発注する建設工事の監督については、酒田市建設工事監督要領（平成30年告示第173号）を準用する。

附則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。